

産前産後休業および育児休業取得申告書

児童の氏名	枚方 ももこ	平・令3年 5月 2日生	利用施設(希望)	くらわんこ保育 所(園)	入所中・待機中
	枚方 たろう	平・令30年 4月 30日生		くらわんこ保育 所(園)	入所中・待機中
		平成 年 月 日生		所(園)	入所中・待機中

<記入例>

令和 年 月 日

枚方市長

下記のとおり申告します。

住所 枚方市 **大垣内町2-1-20**

電話番号 **841-1221**

休業取得者 氏名 **枚方 はなこ** (印)

記

※育児・介護休業法に則った育児休業であること

1.就労形態 正社員 ・ パート ・ その他

2.産休取得期間

産前休業開始日

産後休業終了日

令和3年 3月 28日 から **令和3年 6月 27日** まで

産休終了後、育休を (取得する ・ 取得しない)

(育休を取得する場合)

育児休業開始日

現在、取得が決まっている育休終了日
(例:1歳の誕生日の前日や前々日等)

3.育休取得期間

令和3年 6月 28日 から **令和4年 5月 1日** まで

保育所等の利用調整(選考)の結果により、育休取得期間の終了日を変更する場合、その日にちをご記入ください。
※【短縮可能日】は、休業取得者と十分に調整したうえで、保育所等の利用が決定した場合に、育児休業を短縮できる日を記入してください。

任意記入です

【短縮可能日】 **令和4年 3月 31日** まで

【延長可能日】 **令和5年 5月 1日** まで

令和 年 月 日

事業主記入欄

- 利用調整(選考)については、【短縮可能日】の翌日2ヶ月前から行います。利用調整(選考)の結果は電話で連絡します。
- 【短縮可能日】は、保育幼稚園入園課への提出日以降の日を設定してください。
- 【短縮可能日】や【延長可能日】には必ず日にちを記入してください。"入所決まり次第～"等の記入の場合は、無効となります。

電話番号

- 年度当初(4月1日)から利用開始を希望する場合は、育休終了日が3月31日～4月14日の間となるようにしてください。
- 「保留(不承諾)通知書」は、本人からの申し出(申請必要)により、発行が可能です。
- 育休延長による再提出で、育休延長期間中も随時利用調整(選考)を希望する場合は、【短縮可能日】に育休延長前の最終育休終了日の記載が必要です。
- 利用調整(選考)状況等により、改めて提出を求められる場合があります。

※ご注意

- ・証明日、証明印がないものは無効です。
- ・期間等の内容が変わる場合は、必ずもう一度提出してください。
- ・育休取得期間の短縮可能期間内に利用調整(選考)の結果が決定し、復職日等に就業・保育給付等の返還請求を行うことができません。
- ・会社の就業規則を別途お求めする場合があります。
- ・既に入所中の児童がいる場合には、必要に応じて入所調整を行います。
- ・ご不明な点がある場合は、枚方市役所保育幼稚園入園課までお問い合わせください。【TEL:072-841-1472】

<記入例>

令和 年 月 日

育児休業に伴う利用継続申立書

枚方市長

住所 大垣内町2-1-20
申立者 (保護者) 電話番号 841-1221
氏名 枚方 はなこ

下記の理由で、育児休業中の保育所(園)利用継続を希望します。

記

保育所(園)名	くらわんこ保育所	
入所(園)児童名	枚方 たろう	平成 令和 30 年 4 月 30 日生
育休取得期間	令和3 年 6 月 28 日 から 令和4 年 5 月 1 日 まで	
＜継続を希望する理由＞		
実際に会社に申請している育休取得日 ※表面の申告書に記載された育休取得期間		
～入所(園)継続を希望する理由をご記入ください～		

※ 保育所(園)等に在園中の兄・姉が2歳児クラス以下の場合、この書面での申立が必要です。
記入の上、母の産後休業中に 保育幼稚園入園課へ提出してください。